

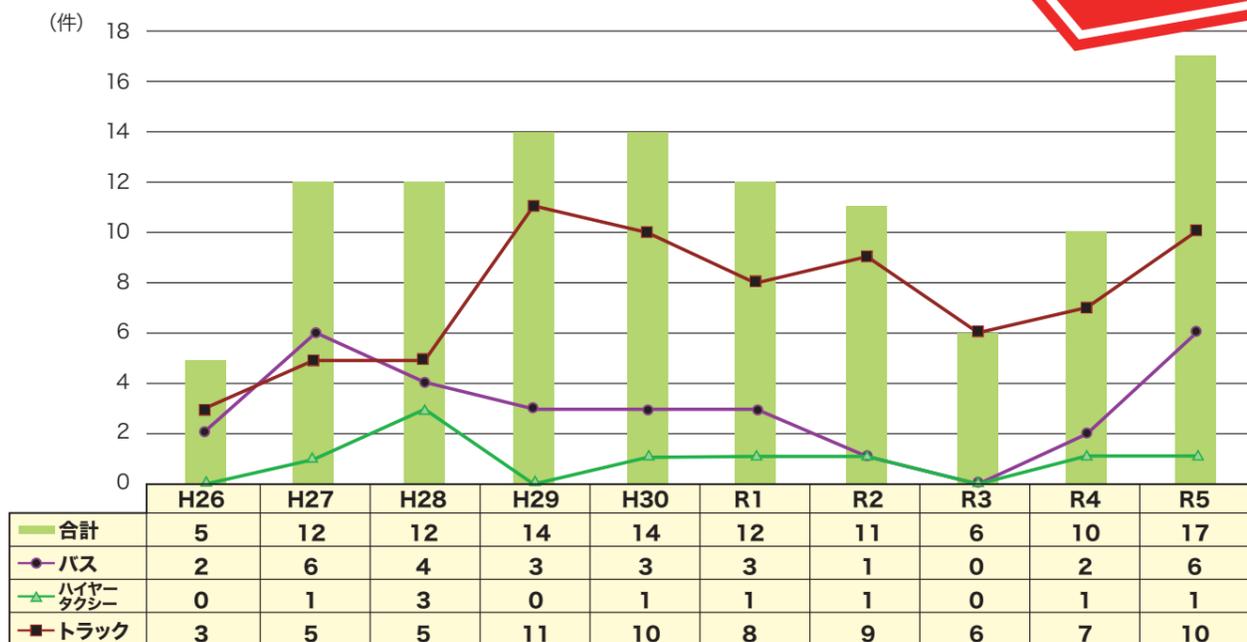
国民の生活基盤を担っていただいているドライバーのみなさんに健康にすごしていただきたい!!

健康起因事故の発生を防止しましょう!



管内健康起因による事故の状況

北陸信越運輸局管内の健康起因事故はこれだけ発生しています!



健康起因による事故の状況(令和5年 管内のみ)

【報告内容別件数】

- 運転中(信号待ち・乗降扱い中を含む)に操作が不能となったもの(乗務中止) **15件** (休憩中1件)
 - 衝突・接触なし **10件**
 - 衝突・接触を伴う人身事故 **1件**
 - 衝突・接触を伴う物損事故 **4件**
- 運転中以外 **2件**

【疾病別件数】

- 心臓疾患 **4件** (心筋梗塞、心不全)
- 脳疾患 **3件** (脳出血、くも膜下出血)
- 大動脈 **1件** (虚部大動脈解離)
- その他(上記以外の疾患) **6件** (胃腸炎、熱中症、貧血、コロナ)
- 原因不明 **3件** (心身疲労、吐き気)



実際に発生した

健康起因事故

事例

令和3年1月4日渋谷区笹塚(甲州街道)内発生
事業者:法人タクシー
運転者:73歳男性(運転経験34年)

【事故概要】

乗客1名を乗せ運行中、横断歩道を渡っていた歩行者6名をはねたこの事故により、歩行者1名が死亡、他の歩行者5名が重軽傷
事故原因は、くも膜下出血により意識を失った疑い

※健康診断は、昨年12月8日に受診。高血圧、脂質異常症について治療中だが、産業医から要注意者として指摘なし。



※参考文献:国土交通省プロドライバーの健康管理・労務管理の向上による事故防止に関するセミナー

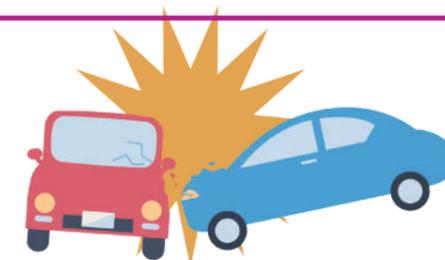
健康起因事故が発生した場合…

～健康起因事故と行政処分～

- 「健康起因事故」とは、運転手が脳梗塞・心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転手を除く)が生じた重大事故などを指します。
- 「行政処分」は、事業者が運転者の健康状態の把握などを適切に行っていなかった場合に、事業者には車両停止の処分が科せられます。
- 令和3年6月1日には規則が強化され、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に、法定の健康診断を受診させずに乗務させた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患・心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合、事業者には右の②の行政処分が科せられることとなりました。

強化された行政処分基準の概要 (自動車の使用停止命令等)

- ① 疾病、疲労等のおそれのある乗務
健診未受診者
処分内容 警告～40日車
- ② 未受診者による健康起因事故が発生したもの **同40日車**
- ③ 疾病、疲労等による乗務 **同80日車**
- ④ 薬物等使用乗務 **同100日車**



※健康起因事故は、自動車事故報告規則第2条第9号において、「運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの」として、定義づけられています。
このような事故事案は、同規則第3条により、事故後30日以内に運輸支局長を経由して国土交通大臣に「自動車事故報告書」を提出することが定められています。

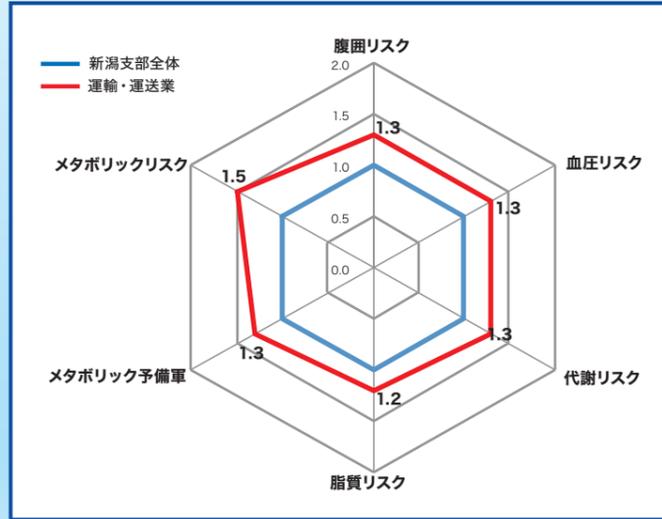
※上記に関するお問い合わせは、北陸信越運輸局 自動車技術安全部 保安・環境調査官までご相談ください。

【新潟県内の運輸・運送業の健康(健康起因事故)リスク】

【2023年度健診結果の各リスク該当者割合】

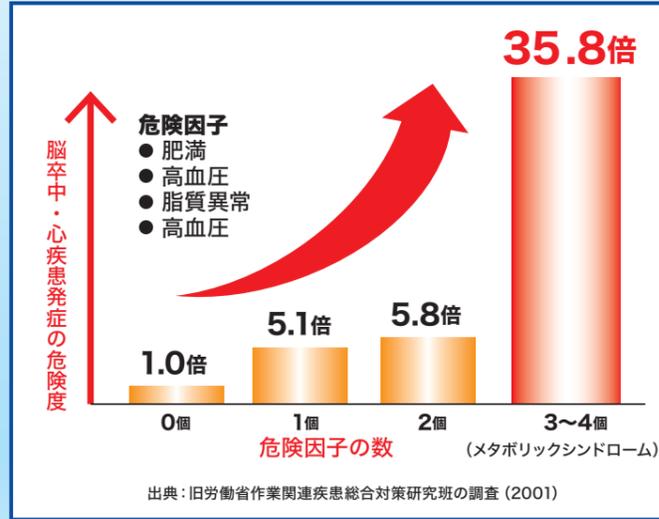
～県全体を1.0とした場合の運輸・運送業の比較～

新潟県内の協会けんぽ被保険者の健診結果を分析した結果、**運輸・運送業の方の健診結果は、すべての健康リスクで平均を上回っています。**



【危険因子の数と脳卒中・心疾患の発症】

次のグラフはメタボリックシンドロームの個々の要素の重要度に関わらず、**要素の数が増えるほど、脳卒中や心疾患の危険が高まる**ことを示しています。



脳梗塞や心臓疾患による健康起因事故の危険は、**レベル3**以上でどんどん高まります。まずは健康診断で自身の健康レベルを把握し、**レベル1・レベル2**の段階のうちに、協会けんぽのサポートも活用しながら生活習慣を改善しましょう!

不健康な生活習慣

運動不足・過度の飲酒
不適切な食生活・喫煙



レベル1

- 不適切な食事
- 喫煙
- 身体活動・運動不足
- 過度のストレス
- 過度の飲酒

まだ間に合う

レベル2

- 肥満
- 高血糖
- 高血圧
- 高脂血

健康を受診した機関や協会けんぽから「特定保健指導」をご案内します。
レベル1に戻るために、専門職員のサポートを受けて、生活習慣を改善しましょう!

レベル3

- 肥満症
- 糖尿病
- 高血圧症
- 高脂血症

ヤバイ...

健診で要治療と判定されるレベルです。放置せずに、速やかに医療機関を受診しましょう。治療が続く場合でも、中断せずに受診を続けましょう!

レベル4

- 虚血性心疾患 (心筋梗塞・狭心症等)
- 糖尿病の合併症 (失明・人工透析等)
- 脳卒中 (脳出血・脳梗塞等)

マズい!!

レベル5

- 半身の麻痺
- 日常生活における支障
- 認知症

生活機能の低下 要介護状態

HELP!

危ない!!

健康診断は「受けるだけ」ではなく、「受けたあと」が大事!

従業員の皆さまの健康診断の結果が出たら、前回の数値と比べて変化していないか確認してもらいましょう。多くの病気は、定期的に健診を受けて早期に発見すれば、予防したり悪化を防いだりすることができます。

健診で異常が見つかったら...

要治療や要検査と判定されたら、そのまま放置せず、必ず受診するよう促してください。その際は勤務時間の配慮をお願いいたします。



保健指導の案内があったら...

協会けんぽの保健師・管理栄養士が従業員のみなさんの生活習慣改善のサポートを無料で実施します。案内があったらサポートを受けるようお声かけください。

